

試験使用承認申請書
(伊方発電所第3号機の変更の工事)

原子力発 第21294号
令和3年11月19日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第1号の規定により、次のとおり試験使用の承認を受けたいので申請します。

試験のために使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町九町字 コチワキ3番耕地40番地3
試験のために使用しようとする原子力発電工作物の概要	伊方発電所第3号機 原子力設備 原子炉本体 炉心 工事計画の認可番号及び認可年月日 認可番号 原規規発第1709291号 20170707 保第3号 認可年月日 平成29年9月29日
試験使用開始予定年月日及び試験使用期間	試験使用開始の予定年月日： 令和3年11月30日 試験使用期間 自：令和3年11月30日 至：平成29年9月29日付け原規規発第1709291号20170707保第3号をもって認可を受けた原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日
試験使用の方法	ウラン235濃縮度を4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料を装荷した原子炉本体が、所定の炉心性能で、安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	令和3年11月19日

添付書類目次

添付書類－１：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

添付書類－２：試験項目及び試験工程表

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

試験使用を必要とする理由

ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料を装荷した原子炉本体が、所定の炉心性能で、安定した連続運転ができることを確認するために原子炉を起動し、定格熱出力状態で試験使用する必要がある。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。

試験項目及び試験工程表

試験項目及び試験工程は次のとおり。

年 月 項 目	令和3年		
	10月	11月	12月
起動試験及び出力上昇試験			○—————△

○：試験使用開始（令和3年11月30日）

—：試験使用期間

△：試験使用終了（使用前検査合格日）